

平成25年7月
東京税関業務部

関係各位

「毒物及び劇物指定令」の一部改正について

毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)は、日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことを目的としております。

具体的には、毒物劇物営業者の登録制度、容器等への表示、販売(譲渡)の際の手続、盜難・紛失・漏洩等防止の対策、運搬・廃棄時の基準等を定めており、毒物劇物の不適切な流通や漏洩等が起きないよう規制を行っているところですが、平成25年6月28日に「毒物及び劇物指定令」の一部が改正され、同日公布されましたので、お知らせします。

(官報号外第138号:別紙1)

1. 新規追加指定 (施行日:平成25年7月15日)

「毒物」: 4物質(別紙2参照)

「劇物」: 1物質(別紙3参照)

2. 除 外 (施行日:平成25年6月28日)

「劇物」: 1物質(別紙4参照)

3. 上記1にかかる経過措置

- ① 本改正の施行の際、現に新たに毒物又は劇物に指定した物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成25年10月31日までの間、法第3条、第7条及び第9条の規定を適用しないものとする。
- ② 新たに毒物又は劇物に指定した物であって、本改正施行の際現に存するものについては、平成25年10月31日までの間、法第12条第1項(法第22条第5項において準用する場合を含む。)及び第2項の規定を適用しないものとする。

- 指定令改正に関する問い合わせ先: 厚生労働省医薬食品局審査管理課
(電話: 03-3595-2298)

問合せ先

東京税関業務部通関総括第2部門 (電話: 03-3599-6338)

(号外第138号)(3分冊の1)

官報 平成25年6月28日 金曜日

〔号外第138号(3分冊の1)〕

六	〔内〕	○国土交通省組織令の一部を改正する政令(1100)
五	〔内〕	○福島復興再生特別措置法の一部の施行期日を定める政令(1101)
四	〔内〕	○福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令(1101)
三	〔内〕	○閣税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(1101)
二	〔外〕	○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部を改正する政令(1101)
一	〔外〕	○出生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合活動を廃止する等の法律の統合を目的とする農林漁業団体職員共済組合活動を廃止する等の法律の施行に伴つて改組が実施される政令の一部を改正する政令(1101)
九	〔内〕	○出生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合活動を廃止する等の法律の施行に伴つて改組が実施される政令の一部を改正する政令(1101)
八	〔内〕	○衆議院小選挙区選出議員の選挙区间隔における人口被差を緩急に是正するための公職選舉法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(609)
七	〔内〕	○旅券法の一部を改正する法律(609)
六	〔内〕	○食品安全法(700)
五	〔内〕	○こども防止放棄撲滅法(71)
四	〔内〕	○薬事法施行令の一部を改正する政令(1101)
三	〔内〕	○薬物及び劇物指定令の一部を改正する政令(1101)
二	〔内〕	○公職選舉法施行令の一部を改正する政令(1101)
一	〔内〕	○金額仕組総令の一部を改正する政令(1101)
九	〔内〕	○消費者庁組織令の一部を改正する政令(1101)
八	〔内〕	○経済産業省組織令の一部を改正する政令(1101)
七	〔内〕	○船舶設備規程の一部を改正する政令(1101)
六	〔内〕	○海洋汚染対策及ぶ地上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴つて国土交通省関係省令の整備に関する省令(同内7)
五	〔内〕	○在宅選挙人名簿の登録申請に関する規定(総務・外務1)
四	〔内〕	○領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令(総務・外務1)
三	〔内〕	○薬事法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働85)
二	〔内〕	○薬事法第一条第四項に規定する指定医薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療費の用途を定める省令の一部を改正する省令(同内8)
一	〔内〕	○國民年金法施行規則の一部を改正する省令(同内8)
九	〔内〕	○國民年金法施行規則等の一部を改正する省令(同内8)
八	〔内〕	○厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(同内8)
七	〔内〕	○個人向け国債の発行等に関する省令(財務111-1-115)
六	〔内〕	○個人向け国債の買入済扱いに関する省令(同内16)
五	〔内〕	○薬事法第二十三条の二第一項に規定する個人向け国債を受けた登録申請額の算定事項を変更した件(同内16)
四	〔内〕	○経済産業省組織規則の一部を改正する政令(同内11)
三	〔内〕	○労働基準法施行規則第三十八條の七第一項第十九条の九第一項の規定に基づく第十九条の九第一項の規定(労働基準1)
二	〔内〕	○労働基準法施行規則の一部を改正する省令(同内11)
一	〔内〕	○国民年金法施行規則の一部を改正する省令(国土交通21)
九	〔内〕	○海上代理士法施行規則の一部を改正する省令(同内10)
八	〔内〕	○特定海上防災機関に関する省令(同内10)
七	〔内〕	○船舶安全法施行規則の一部を改正する政令(同内10)
六	〔内〕	○船舶安全法施行規則の一部を改正する政令(同内10)
五	〔内〕	○消費者庁組織規則の一部を改正する政令(同内10)
四	〔内〕	○本件公表された政令の「お問い合わせ」並びのページを記載せよ。



毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
クロトンアルデヒド	 C_4H_6O / $(CH_3CH=CHCHO)$ 分子量 70.1 CAS No. 4170-30-3	原体及びこれを含有する製剤	外観: 特有の刺激臭のある無色の液体 沸点: 104°C 融点: -76°C 相対蒸気密度: 2.41 (空気=1) 相対比重: 0.85 (水=1) 蒸気圧: 3.2 kPa (25°C) 溶解性: 水; 18.1g/100mL (20°C) エタノール、エーテル、アセトンに可溶 引火点: 8°C (高引火性液体) 安定性・反応性: 酸、塩基と接触すると重合化; 酸化剤と反応すると危険	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット > 50 ~ \leq 300 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) <u>ウサギ</u> 128 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/m ³ (0.5hr), mg/L (4hr), ppm (0.5hr) (4hr)) ラット 4000mg/m ³ (0.5hr), <u>1400ppm (0.5hr)</u> (\Rightarrow <u>486, 495ppm (4 hr)</u>) (ガス) ラット 88ppm (4hr) (=0.26mg/L (4hr)) (ガス)	プタノール、クロトン酸、ソルビン酸等の各種化学薬品及び医薬品の製造原料。樹脂及びポリビニルアセタールの製造原料。ポリ塩化ビニルの溶媒。ゴム酸化防止剤。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
クロロ酢酸メチル	 $\text{C}_3\text{H}_5\text{ClO}_2$ 分子量 108.5 CAS No. 96-34-4	原体及びこれを含有する製剤	外観: 特徴的な臭気のある無色の液体 沸点: 130°C 融点: -32°C 相対蒸気密度: 3.7 (空気=1) 相対比重: 1.2 (水=1) 蒸気圧: 650 Pa (20°C) 溶解性: 水; 4.6g/100mL (25°C) アルコール、エーテルに可溶 引火点: 57°C (引火性液体) 安定性・反応性: 還元剤、酸化剤と反応	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット > 50 ~ \leq 300	医薬品(ビタミンB1・B6)、香料、農薬、界面活性剤等の溶剤等。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

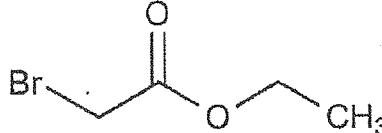
毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
テトラメチルアンモニウム＝ ヒドロキシド	$ \begin{array}{c} \text{CH}_3 \\ \\ \text{H}_3\text{C} - \text{N}^+ - \text{CH}_3 \\ \\ \text{CH}_3 \end{array} \quad \text{OH}^- $ <p>C₄H₁₃NO / (CH₃)₄NOH 分子量 91.2 CAS No. 75-59-2</p>	原体及びこれを含有する製剤	外観: 白色の吸湿性針状結晶 沸点: 135～140°Cで分解 融点: 63°C 相対蒸気密度: 3.1 (空気=1) 相対比重: 1.0(水=1) 蒸気圧: 1.55 × 10 ⁻⁶ hPa (25°C) 溶解性: 水; 1000g/L (25°C) オクタノール/水 分配 係数 (log P): -2.47 その他の溶解性: — 安定性・反応性: 水溶液は塩基と強く反応。金属と触れると水素ガスを発生。	原体: 急性経口毒性 <u>LD₅₀ (mg/kg)</u> <u>ラット 34～50</u> 急性経皮毒性 <u>LD₅₀ (mg/kg)</u> <u>ラット 112</u> 急性吸入毒性 データなし	半導体及び液晶パネルのフォトリソグラフィープロセスにおいて使用。電子部品洗浄剤。触媒。試薬。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
ブロモ酢酸エチル	 $C_4H_7BrO_2$ 分子量 167.0 CAS No. 105-36-2	原体及びこれを含有する製剤	外観:無刺激臭を伴う無色の液体 沸点:159°C (他のデータ 168.5°C) 融点: -38°C 相対蒸気密度:5.8 (空気=1) 相対比重:1.5(水=1) 蒸気圧:449 Pa(25°C) 溶解性: 水に不溶(分解する。) オクタノール/水 分配係数 ($\log P$):1.12(他のデータ: 0.21) エタノール、エチルエーテルに混和、ベンゼン、アセトンに可溶 引火点:48°C(引火性液体) 安定性・反応性: 水、酸、塩基と反応	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット>50~≤300 急性経皮毒性 データなし 急性吸入毒性 致死濃度(ppm(4hr)) <u>68(ガス)</u> 皮膚刺激性 ヒト 軽度の刺激性 眼刺激性 ヒト 重篤な損傷	医薬品及び農薬の製造中間体。有機合成原料。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの(濃度下限値設定により劇物から除外するものを含む。)

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
2-(ジエチルアミノ)エタノール	 $C_6H_{15}NO / (C_2H_5)_2NC_2H_4OH$ 分子量 117.2 CAS No. 100-37-8	原体及びこれを含有する製剤(0.7%以下を含有するものを除く。)	外観:無色透明の吸湿性液体 沸点:163°C 融点: -70°C 密度:0.88g/cm³(25°C) 相対蒸気密度:4.04 (空気=1) 相対比重:1.02(水=1) 蒸気圧:0.19 kPa(20°C) (他のデータ:0.25 kPa(20°C)) 溶解度: 水に混和(1000g/L)、オクタノール/水 分配係数(log P):0.31(他のデータ:0.21) エタノール、エーテル、アセトン、ベンゼンに可溶 引火点:52°C(引火性液体) 安定性・反応性: 室温で安定。吸湿性。強酸、強酸化剤と反応	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット 1300 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ウサギ 1,100 モルモット 885(4日間適用。4時間では1000超と推察) 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L(4hr)) ラット 4.5(蒸気) 皮膚刺激性 ウサギ + 眼刺激性 ウサギ 強度の刺激性～腐壊性 0.7%製剤: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット >2,000 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット >10,000 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L(4hr)) ラット >4.43(ミスト)* *:理由 ・経験則から最初は空気供給量を低めに設定し、徐々に上げて濃度の適正条件を探ったが、	医薬品(抗ヒスタミン剤、抗マラリヤ剤、局所麻酔剤、鎮痛剤等)の製造原料。印刷インキ及びアゾ染料の緩衝揮発剤。燃料油のスラッジ防止剤及び分散剤。ワックス類の乳化剤。防錆剤。エポキシ樹脂の低温重合促進剤。ウレタンフォームの発泡触媒。

				<p>12.0L/min から 13.0L/min まで上げたところで濃度が平衡若しくは減少傾向となり、相関性が不良という結果になった。従つて、13.0L/min での濃度 5.22mg/L が技術的な発生限界濃度であるとして、当該数値を目標に本試験を実施し、曝露濃度が 4.43mg/L という結果になった。</p> <p>一方、経済協力開発機構(OECD)の化学物質の試験に関するガイドライン／急性吸入毒性試験(403)中に、ミストの場合 5mg/L 又は到達可能な最大濃度が上限濃度である旨記載されており、本試験の曝露濃度設定は妥当であると判断した。</p> <p>皮膚刺激性 <u>ウサギ</u> 一</p> <p>眼刺激性 <u>ウサギ</u> 軽度の刺激性</p>	
--	--	--	--	--	--

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又は LC₅₀(Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4- -(メキシメチル)ベンジル=(Z)- (1R, 3R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2- -ジメチルシクロプロパンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラ フルオロー-4-(メキシメチル) ベンジル=(E)-(1R, 3R)- 3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロ パンカルボキシラート、2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-(メ キシメチル)ベンジル=(Z)- (1S, 3S)-3-(2-シアノプロ パー-1-エニル)-2, 2-ジメ チルシクロプロパンカルボキシラ ート、2, 3, 5, 6-テトラフルオ ロー-4-(メキシメチル)ベンジ ル=(EZ)-(1RS, 3SR)-3- (2-シアノプロパー-1-エニ ル)-2, 2-ジメチルシクロプロ パンカルボキシラート及び2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-(メ キシメチル)ベンジル=(E)- (1S, 3S)-3-(2-シアノプロ パー-1-エニル)-2, 2-ジメ チルシクロプロパンカルボキシラ ートの混合物(2, 3, 5, 6-テト ラフルオロー-4-(メキシメチ ル)ベンジル=(Z)-(1R, 3R)- -3-(2-シアノプロパー-1- エニル)-2, 2-ジメチルシクロ プロパンカルボキシラート80.	<p> $C_{19}H_{18}F_4NO_3$ 分子量 385.35 CAS No. 609346-29-4 </p>	原体並びにこれを含有する製剤	外観:白色の粉末又は小塊 融点:71.2°C 蒸気圧:0.055 mPa (25°C)	原体: 急性経口毒性 <u>LD₅₀ (mg/kg)</u> <u>ラット(♂) > 2,000</u> <u>ラット(♀) > 300 ~ < 2,000</u>	殺虫剤原体

9%以上を含有し、2, 3, 5, 6
 テトラフルオロー-4-(メキシメチル)ベンジル=(E)-(1R,
 3R)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート1
 0%以下を含有し、2, 3, 5, 6
 テトラフルオロー-4-(メキシメチル)ベンジル=(Z)-(1S,
 3S)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート
 2%以下を含有し、2, 3, 5, 6
 テトラフルオロー-4-(メキシメチル)ベンジル=(EZ)-(1R S, 3SR)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート1
 %以下を含有し、かつ、
 2, 3, 5, 6-テトラフルオロー-4-(メキシメチル)ベンジル=(E)-(1S, 3S)-3-(2-シアノプロパー-1-エニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート0.2%以下を含有するものに限る。)

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又は LC₅₀(Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。